

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（案）等の変更点について

令和8年6月30日
経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局
産 業 組 織 課

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（案）等」について、意見公募実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のパージ番号は、意見公募案のパージ番号です。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則（案）

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	P.2 第一条	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律について、法令番号を追加。	技術的修正
2	P.7 第三条第七号	「及び」を「又は」に修正。	意見公募を踏まえた修正
3	P.8～9 第三条第十二号～第十七号	法人名を修正。	技術的修正
4	P.13 第六条	「第十二条第五項第一号イ、同項第二号イからハまで」を「第十二条第五項第一号イ及び同項第二号イからハまで」に修正。また、「第十三条及び第二十五条の規定による通知」を「第十三条並びに第二十五条の規定による通知」に修正。	技術的修正
5	P.13 第七条	「対象債権者集会手続において」を「当該対象債権者集会手続において」に修正。	技術的修正

6	P. 14 第八条第四項第一号	「氏名、株式又は出資の状況」を「氏名及び株式又は出資の状況」に修正。	技術的修正
7	P. 14 第八条第四項第四号	「(金融商品取引法第二条)」を「(同条)」に修正。	技術的修正
8	P. 15 第八条第四項第八号	削除	技術的修正
9	P. 18 第十条第二項	「法第六条第一項の要請」を「法第六条第一項の規定による一時停止の要請」に修正。	技術的修正
10	P. 19 第十一条第一項	「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て」を「更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て」に修正。	技術的修正
11	P. 20 第十一条第三項第三号	「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続及び特別清算に関する手続」を「更生手続及び特別清算手続」に修正。	技術的修正
12	P. 21 第十二条第一項	「以下『対象債権者会議』という。」を「以下この条及び第四十六条において『対象債権者会議』という。」に修正。	技術的修正
13	P. 22 第十二条第一項第二号	「第五項第二号において」を「第五項において」に修正。	技術的修正
14	P. 22 第十二条第四項	「法第三条第一条」を「法第三条第一項」に修正。	技術的修正
15	P. 25 第十三条	「次の各号に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に修正。	意見公募を踏まえた修正
16	P. 26 第十五条第三項第二号ロ	「権利変更議案決議」を「権利変更決議」に修正。	技術的修正

17	P. 30 第十八条第一項第一号、第三号	「法第十六条第四項の規定による通知」を「法第十六条第四項の通知」に修正。	技術的修正
18	P. 31 第十八条第三項	「電磁的方法により通知を発しようとする」を「電磁的方法による通知を発しようとする」に修正。	技術的修正
19	P. 39 第三十条第三号	「暴力団員等（法第四十六条第一項第四号へに規定する暴力団員等をいう。次号及び次条第二項第八号並びに第三十七条第二項第一号において同じ。）を」を「暴力団員等を」に修正。	技術的修正
20	P. 39 第三十一条第一項第一号	「法人（法第四十六条第一項第一号に規定する法人をいう。）」を「法人（法第四十六条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十四条第一号及び第五号において同じ。）」に修正。	技術的修正
21	P. 41 第三十一条第二項第七号	「以下この号及び次号並びに第三十七条において」を「以下この項及び第三十七条において」に修正。	技術的修正
22	P. 45 第三十四条第一号	「又は法人でない団体に代表者の定めのあるもの（以下この号及び第五号において『法人等』という。）」を削除。	No. 20 に伴う修正。
23	P. 46 第三十四条第五号	「法人等」を「法人」に修正。	No. 20 に伴う修正。
24	P. 47 第三十五条第一項第一号イ	会社更生法について、法令番号を追加。	No. 10 に伴う修正
25	P. 47 第三十五条第一項第一号ロ	産業競争力強化法について、法令番号を追加。	技術的修正
26	P. 52 第三十七条第三項	「これらの規定に規定する事実」を「同号に規定する事実」に修正。	技術的修正
27	P. 52～54 第三十八条、第三十九条	順番を入れ替え。	技術的修正

28	P. 53 第三十九条第一項（旧第三十八条第一項）	「法第五十六条第一項の規定による指定確認調査機関が作成すべき対象債権者集会関連業務に関する報告書」を「法第五十六条第一項の報告書」に修正。	技術的修正
29	P. 54 第四十一条	法第五十九条に合わせる形で見出しを修正。	技術的修正
30	P. 54 第四十二条	「第二号、第三号及び第四号に規定する」を「第二号から第四号までに規定する」に修正。	技術的修正
31	様式第二	「第3条1項」を「第3条第1項」に修正。	技術的修正
32	様式第四	（注）「2. については」を「3. については」に修正。	技術的修正
33	様式第五	「様式第五（第38条第1項関係）」を「様式第五（第39条第1項関係）」に修正。	No. 27 に伴う修正

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則第十五条第五項の資産評定に関する基準（案）

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	第三号ト	「経営破綻又実質的に経営破綻」を「経営破綻又は実質的に経営破綻」に修正。	技術的修正
2	第四号	「次の通り」を「次のとおり」に修正。	技術的修正
3	第四号ハ	「取扱う」を「取り扱う」に修正。	技術的修正
4	第十号イ、第十九号	「本評定基準」を「本基準」に修正。	技術的修正
5	第十四号ハ	「出来ない」を「できない」に修正。	技術的修正